

滋賀県水産振興資金アユ不漁特別対策資金保証料補助金交付要綱

令和6年10月21日制定

(趣旨)

第1条 知事は、アユの極端な不漁により、経済的被害を受けた漁業者等の経営の再建と安定を図るため創設された滋賀県水産振興資金アユ不漁特別対策資金（以下「アユ不漁特別対策資金」という。）の融資を受けた者（以下「借受者」という。）に対して債務保証を行った全国漁業信用基金協会兵庫支所滋賀出張所（以下「基金協会」という。）に対し、予算の範囲内において保証料補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(保証料補助)

第2条 保証料の補助対象は、借受者が当初の返済計画に基づいて負担すべき保証料の金額とする。

(保証料補助金の計算期間および額)

第3条 アユ不漁特別対策資金の保証料補助金は、第1年目については、貸付実行日から1年後の貸付実行日の応答月日の前日までの期間、2年目以降については、毎回その応答月日からさらに1年後の応答月日の前日（最終回にあっては、最終の償還期日）までの各期間（以下「計算期間」という。）ごとに交付するものとする。

2 保証料補助金の額は、個々の保証について、計算期間中に係る保証平均残高（計算期間中の毎日の最高保証残高（延滞額、違約金を除く。）の総和を当該計算期間中の日数で除して得た金額をいう。）に期間率（当該計算期間中の日数を365または366で除して得た値）と第2条に規定する保証料補助率を乗じて得た額の総和とする。この場合において、計算の都度生じる円未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、保証料補助金交付申請書（別記様式第1号）に保証料補助金計算書（別記様式第2号）を添付するものとする。

(交付決定)

第5条 知事は、規則第3条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは、14日以内に交付の決定を行う。

(保証料補助金の返還等)

第6条 知事は、規則第16条に定めるもののほか次号に該当するときは、保証料補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 借受者が、当該資金をその目的以外の目的に使用したとき。

(保証料補助金の打ち切り)

第7条 知事は、アユ不漁特別対策資金を借り受けた者が弁済期限から6月を経た後、その債務の全部又は一部を履行しない場合においては、基金協会に対する保証料補助金を打ち切ることができるものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

3 第1項、第2項により知事が保証料補助金を打ち切るときはその旨を基金協会に通知（別記様式第3号）するものとする。

(実績報告書)

- 第 8 条 規則第 1 2 条による補助事業等実績報告は、規則第 3 条の交付申請によってなされたものとみなす。
- 2 規則第 1 3 条による補助金等の額の確定通知は、規則第 6 条の規定による補助金等交付決定通知によってなされたものとみなす。

(調査報告)

- 第 9 条 知事は、保証料補助金に係る事務を適正に執行するため、必要あると認めるときは、基金協会に対して必要な報告をさせ、またはその職員に基金協会に関する帳簿、書類等を調査させることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第 10 条 補助事業者は、第 4 条の規定に基づく交付の申請については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

- 第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は令和 6 年 10 月 21 日から施行し、同日以降の債務保証承諾に係る保証料補助金から適用する。

滋賀県水産振興資金アユ不漁特別対策資金保証料補助金交付申請書

年 月 日

滋賀県知事

様

所 在 地
名 称
代 表 者 名
発行責任者・担当者
電話番号

年 月 日から 年 月 日までの滋賀県アユ不漁特別
対策資金保証料補助金 円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規
則（以下「規則」という。）第 3 条の規定により、次の書類を添えて申請します。

なお、この申請にあたり規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明した時
は、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の一部を取り消されても、何ら異
議の申立てを行いません。

- 保証料補助金計算書（別記様式第 2 号）

別記様式第3号

滋賀県水産振興資金アユ不漁特別対策資金
保証料補助金打ち切り通知書

年 月 日

様

滋賀県知事

印

年 月 日付け滋水第 号で承認した滋賀県水産振興資金アユ不漁特別対策資金保証料補助金については、下記の理由により保証料補助金を打ち切りますので通知します。

記

保証料補助承認番号	保証相手方	保証承認額 (千円)	保証料率 (%)	保証料補助率 (%)	保証期限

1. 保証料補助金打ち切り理由

2. 保証料補助金打ち切り年月日

年 月 日